



三重県公報

令和6年6月7日 (金)
 第 521 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
424	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
425	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
426	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	3
427	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
428	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	4
海 調 委 告 示			
3	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	4
公 安 委 告 示			
15	警備員等検定の実施	(公安委員会)	5
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	7
	屋外広告物講習会の実施	(都市政策課)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(農業研究所)	9
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	9
正 誤			
	令和6年3月29日付け三重県公報号外	(管財課)	13
	令和6年3月25日付け三重県公報号外	(住宅政策課)	13
	同伴	(同)	13

告 示

三重県告示第 424 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和6年6月7日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2441000060	石澗薬品合資会社インブチ薬局	三重県尾鷲市朝日町9番25号	石澗薬品合資会社	令和6年2月29日	福祉用具貸与
2441000060	石澗薬品合資会社インブチ薬局	三重県尾鷲市朝日町9番25号	石澗薬品合資会社	令和6年2月29日	特定福祉用具販売
2460590496	訪問看護ステーションひまわり	三重県津市河芸町一色2592-2	合同会社カナリニョ	令和6年3月31日	訪問看護
2470201399	アイムス介護センター	三重県四日市市城山町3番18号	有限会社アイムス	令和6年3月31日	訪問介護
2470204948	株式会社星医療酸器東海四日市営業所	三重県四日市市新正2-15-2	株式会社星医療酸器東海	令和6年3月31日	福祉用具貸与
2470204948	株式会社星医療酸器東海四日市営業所	三重県四日市市新正2-15-2	株式会社星医療酸器東海	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
2470300829	ハッピーベルヘルパーステーション	三重県鈴鹿市山辺町1068番地の1	有限会社ハッピーベル	令和6年2月29日	訪問介護
2470301496	ヒューマンケアサービス	三重県鈴鹿市算所三丁目9番50号	有限会社トップバンク	令和6年3月31日	訪問介護
2470303161	デイサービスセンターうらら	三重県鈴鹿市国府町字市場2459番地	医療法人誠仁会	令和6年3月31日	通所介護
2470502630	訪問介護事業所 あかつか	三重県津市豊が丘二丁目41番18号	株式会社あかつか	令和6年3月31日	訪問介護
2470505070	ヘルパーステーション大園	三重県津市大園町4番32号	株式会社メディカルGEN	令和6年3月31日	訪問介護
2470505393	デイサービスなずな	三重県津市高茶屋五丁目11-48	みえ医療福祉生活協同組合	令和6年3月31日	通所介護
2470505559	株式会社マルエイ津支店	三重県津市雲出長常町九ノ割1255-10	株式会社マルエイ	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
2470701778	倶楽部 ばすとらる	三重県松阪市大口町98番地	有限会社パストラル	令和6年3月31日	短期入所生活介護
2470703972	ふれあいの里くしだ	三重県松阪市櫛田町647番地2	みえなか農業協同組合	令和6年3月31日	訪問介護
2470801222	ケアサービス ほっとhand	三重県伊勢市中島二丁目21番13号	合同会社gratefull	令和6年3月31日	訪問介護
2471100434	訪問介護事業所きらら	三重県熊野市井戸町594番の4	合同会社きらら	令和6年3月31日	訪問介護
2471200648	ヘルパーステーション南部	三重県伊賀市阿保1988の1番地青山福祉センター	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	令和6年3月31日	訪問介護
2472200621	デイサービスほほえみ川越	三重県三重郡川越町亀崎新田字里中15番地2	社会福祉法人ほほえみ福祉会	令和6年3月31日	通所介護
2472800859	福祉用具貸与事業所イヤスコ	三重県度会郡大紀町大内山2956-3	株式会社イヤスコ	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
2473200018	ヘルパーステーション東部	三重県伊賀市愛田513番地いがまち保健福祉センター「愛の里」	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	令和6年3月31日	訪問介護

三重県告示第 425 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2441000060	石渕薬品合資会社イシブチ薬局	三重県尾鷲市朝日町9番25号	石渕薬品合資会社	令和6年2月29日	介護予防福祉用具貸与
2441000060	石渕薬品合資会社イシブチ薬局	三重県尾鷲市朝日町9番25号	石渕薬品合資会社	令和6年2月29日	特定介護予防福祉用具販売
2460590496	訪問看護ステーションひまわり	三重県津市河芸町一色2592-2	合同会社カナリニョ	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
2470201134	ユートピア在宅介護サービスセンター 介護予防訪問入浴介護事業所	三重県四日市市久保田二丁目12-8	社会福祉法人ユートピア	令和6年3月31日	介護予防訪問入浴介護
2470204948	株式会社星医療酸器東海四日市営業所	三重県四日市市新正2-15-2	株式会社星医療酸器東海	令和6年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2470204948	株式会社星医療酸器東海四日市営業所	三重県四日市市新正2-15-2	株式会社星医療酸器東海	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2470300654	ニチイケアセンター鈴鹿	三重県鈴鹿市南江島町12番20号	株式会社ニチイ学館	令和6年3月31日	介護予防訪問入浴介護
2470501178	株式会社 三重義肢レンタルサービス	三重県津市高茶屋小森町野田1756-5	株式会社三重義肢製作所	令和6年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2470505559	株式会社マルエイ津支店	三重県津市雲出長常町九ノ割1255-10	株式会社マルエイ	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2470701778	倶楽部 ばすとらる	三重県松阪市大口町98番地	有限会社パストラル	令和6年3月31日	介護予防短期入所生活介護
2471200259	ニチイケアセンター上野	三重県伊賀市比土3213-1 デイッチポンド・マンション103	株式会社ニチイ学館	令和6年3月31日	介護予防訪問入浴介護
2472800859	福祉用具貸与事業所イヤスコ	三重県度会郡大紀町大内山2956-3	株式会社イヤスコ	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 426 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志出家線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市庄田町字中川原 2882 番 1 地先から 津市庄田町字池尻 2636 番 4 地先まで	旧	41.4~46.0	30.0
	新	36.2~42.4	30.0

三重県告示第 427 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 津関線	亀山市関町古厩字西沖 66 番 1 地先から 亀山市関町古厩字片山 71 番 1 地先まで	令和 6 年 6 月 7 日

三重県告示第 428 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	165 号	名張市桔梗が丘七番町三街区 1813 番 8 地先内
一般国道	368 号	名張市上長瀬字東出 2624 番 1 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 6 月 7 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 3 号

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 6 年 6 月 7 日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としてします。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとします。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

- 5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止
委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。
- 6 承認の取消
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。
- 7 譲渡又は販売の禁止
承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。
- 8 採捕報告書の提出
承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければなりません。
- 9 取扱要領
この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。
- 10 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとします。

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 15 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 7 条の規定により告示します。

令和 6 年 6 月 7 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級
- 2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
施設警備業務 1 級	令和 6 年 9 月 11 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	計 15 人
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級	令和 6 年 9 月 11 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	計 15 人
交通誘導警備業務 2 級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
施設警備業務 1 級	令和 6 年 10 月 17 日（木）午前 9 時 15 分から正午まで
施設警備業務 2 級	令和 6 年 10 月 17 日（木）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 1 級	令和 6 年 10 月 10 日（木）午前 9 時 15 分から正午まで
交通誘導警備業務 2 級	令和 6 年 10 月 10 日（木）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級及び交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」

といひます。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」といひます。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級及び交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書(規則第 9 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号) 1 通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。) 1 通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真(申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚

エ 規則第 4 条に規定する 1 級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2 級検定の合格証明書(検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。)の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各 1 通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
施設警備業務 1 級	令和 6 年 8 月 6 日(火)から同月 9 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
施設警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 1 級	
交通誘導警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
施設警備業務 1 級	16,000 円
施設警備業務 2 級	16,000 円
交通誘導警備業務 1 級	14,000 円
交通誘導警備業務 2 級	14,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手料金は還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。
代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023、3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 20 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和 6 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（仮称）桑名市播磨西部地区画整理組合設立準備委員会 会長 水谷 正一
三重県桑名市中央町二丁目 36 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）桑名市播磨西部地区画整理事業
土地画整理事業
面積 約 66 h a
- 3 対象事業実施区域
桑名市播磨地内他
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 2 時から（開場 午後 1 時 30 分）
三重県桑名庁舎 第 1 会議室（桑名市中央町 5 丁目 71）
- 5 意見を聴こうとする事項
（仮称）桑名市播磨西部地区画整理事業環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

電話番号 059-224-2366 ファクシミリ番号 059-229-1016

(3) 申出方法

持参、郵送又はファクシミリ

※ メールでの提出を希望される場合は、電話で御相談下さい。

(4) 申出期限

令和6年6月26日(水) (午後5時必着)

7 その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号)第25条第1項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

令和6年6月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 実施期日、時間及び実施場所

(1) 実施期日及び時間

令和6年8月19日(月)9時30分から16時20分まで ※ 9時受付開始

(2) 実施場所

津市栄町一丁目891番地

三重県勤労者福祉会館6階講堂

2 講習科目

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講定員 50人

4 受講申込書の受付期間、郵送先及び配布場所

(1) 受付期間

令和6年6月7日(金)から同年7月19日(金)まで

郵送(信書便)により提出してください。

令和6年6月7日(金)から同年7月19日(金)までの消印のあるものを有効とします。

定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

(2) 郵送先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県 県土整備部都市政策課 景観・屋外広告班

封筒に「屋外広告物講習会受講申込書在中」と記載してください。

(3) 配布場所

三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス (<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>) 又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。

また、三重県県土整備部都市政策課で配布しています。

5 提出書類

(1) 屋外広告物講習会受講申込書(第15号様式)

(受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真(縦4cm×横3cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前6月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。)を貼付してください。)

(2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

6 講習手数料 一科目につき2,000円(三重県収入証紙にて納付してください。)

※ 講習科目の一部免除者は4,000円、それ以外の方は6,000円となります。

※ 納付された手数料は返しません。

7 テキスト

必須テキスト：「屋外広告の知識」全3巻(持参)

第1巻：法令編（第五次改訂版）

第2巻：デザイン編（第四次改訂版）

第3巻：設計・施工編（第四次改訂版）

※ 必須テキストがない方は受講できませんのでご注意ください。

参考テキスト：「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」（持参）

※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に取り扱う場合があります。

テキスト購入希望者は、直接「株式会社ぎょうせい」へお申込みください。

8 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
- (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
- (3) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し

9 問い合わせ先

三重県県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年6月7日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県農業研究所伊賀農業研究室種子乾燥調製作業機械設備更新 |
| 2 | 担当部局 | 三重県松阪市嬉野川北町530
三重県農業研究所 総務調整課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和6年4月30日 |
| 4 | 落札者 | 東京都千代田区外神田4丁目7番2号
株式会社サタケ 代表取締役 松本 和久 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 130,000,000円
契約金額 143,000,000円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和6年3月15日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年6月7日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借契約の案件名
三重県警察インターネットサーバ構築及び機器賃貸借 1式
- (2) 契約の特質等
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 契約期間等
- ア 契約期間
契約締結日から令和 11 年 12 月 31 日（月）まで
 - イ 構築委託期間
契約締結日から令和 6 年 11 月 30 日（土）まで
 - ウ 賃貸借期間
令和 6 年 12 月 1 日（日）から令和 11 年 12 月 31 日（月）まで
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部及び三重県内のデータセンター内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(2)の機器等リスト（別紙様式 2）及び機能確認書（別紙様式 3）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書、(2)に掲げる機器等リスト（別紙様式 2）及び機能確認書（別紙様式 3）を令和 6 年 6 月 24 日（月）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)（最終版）、(3)、(4)及び(5)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
 - (2) 機器等リスト（別紙様式 2）及び機能確認書（別紙様式 3）
提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクのおそれがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。
※ 機器等の確認に 2～3 週間程度を要する見込みです。
 - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (5) 入札金額の内訳がわかる書類

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 平山
電話 059-222-0110 (内線) 2264 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和6年7月17日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年7月11日(木)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年7月11日(木)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月17日(水)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年7月17日(水)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課物品管理係

案件名 三重県警察インターネットサーバ構築及び機器賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月17日(水)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Renewal and Lease Contract of The Mie Prefectural Police Internet Server Equipment

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514
TEL: 059-222-0110 (EXT. 2264) FAX: 059-226-9917

正 誤

令和6年3月29日付け三重県公報号外に登載しました、三重県公舎管理規則の一部を改正する規則中
ページ 行 誤 正
28 9 三重県公舎管理規則 三重県公舎管理規則の一部を改正する規則

令和6年3月25日付け三重県公報号外に登載しました、目次
ページ 行 誤 正
1 15 県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年3月25日付け三重県公報号外に登載しました、三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則中
ページ 行
23 下から1及び2
24 1から4まで

<p style="text-align: center;">誤</p> <p>四 特殊の疾病による障害(特殊の疾病による障害(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。第九条において同じ。)) 同項の主務大臣が定める程度に相当する障害の程度</p>	<p>四 特殊の疾病による障害 第三条の三第二号ニに規定する障害の程度</p>
正	
<p>四 特殊の疾病による障害(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。第九条において同じ。)) 同項の主務大臣が定める程度に相当する障害の程度</p>	<p>四 特殊の疾病による障害 第三条の三第二号ニに規定する障害の程度</p>

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>